

# 1. 令和3年度決算（国民健康保険特別会計）

差替資料

## (1) 令和3年度決算額

歳出		(単位：千円)				
予算科目	R3年度 (当初予算)	① R3年度 決算額	② R2年度 決算額	決算額 前年度比 (①-②)	備考	
保険給付費	療養諸費	3,759,000	3,698,156	3,478,381	219,775	
	高額療養費	600,500	547,114	512,294	34,820	
	その他	21,720	19,681	17,211	2,470	出産育児一時金、葬祭費、傷病手当等
	計	4,381,220	4,264,951	4,007,886	257,065	
国保事業費納付金	1,502,700	1,503,141	1,531,782	▲28,641	県への納付金	
保健事業費	69,939	63,712	52,595	11,117		
基金積立金	1,012	142,871	145,086	▲2,215		
予備費	2,000	0	0	0		
その他	132,795	174,686	166,705	7,981		
(合計)	6,089,666	6,149,361	5,904,054	245,307		

歳入		(単位：千円)				
予算科目	R3年度 (当初予算)	③ R3年度 決算額	④ R2年度 決算額	決算額 前年度比 (③-④)	備考	
保険税	現年度分	1,015,847	1,048,044	1,058,617	▲10,573	
	過年度分	43,190	45,024	59,721	▲14,697	
	計	1,059,037	1,093,068	1,118,338	▲25,270	
国庫支出金	1	8,985	26,484	▲17,499		
県支出金	4,462,248	4,383,953	4,145,043	238,910		
財産収入	1,012	408	15	393	基金利子	
繰入金	563,213	574,753	518,114	56,639	うち国民健康保険財政調整基金からの取崩額、58,851千円	
繰越金	1	142,464	215,620	▲73,156	前年度からの繰越金	
その他	4,154	35,768	22,904	12,864		
(合計)	6,089,666	6,239,399	6,046,518	192,881		

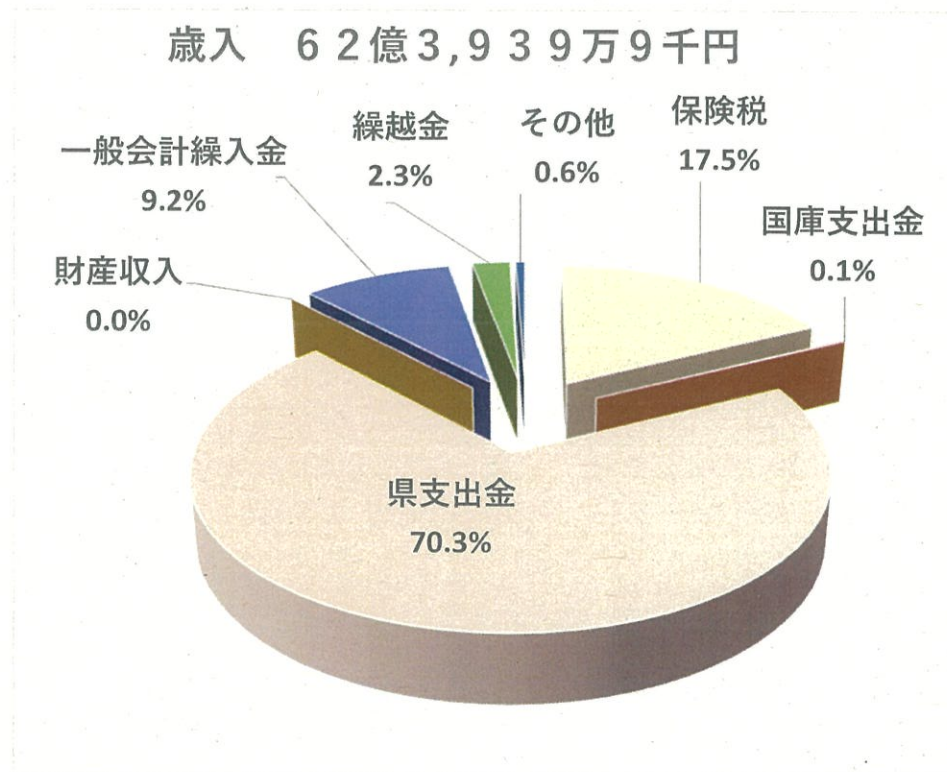
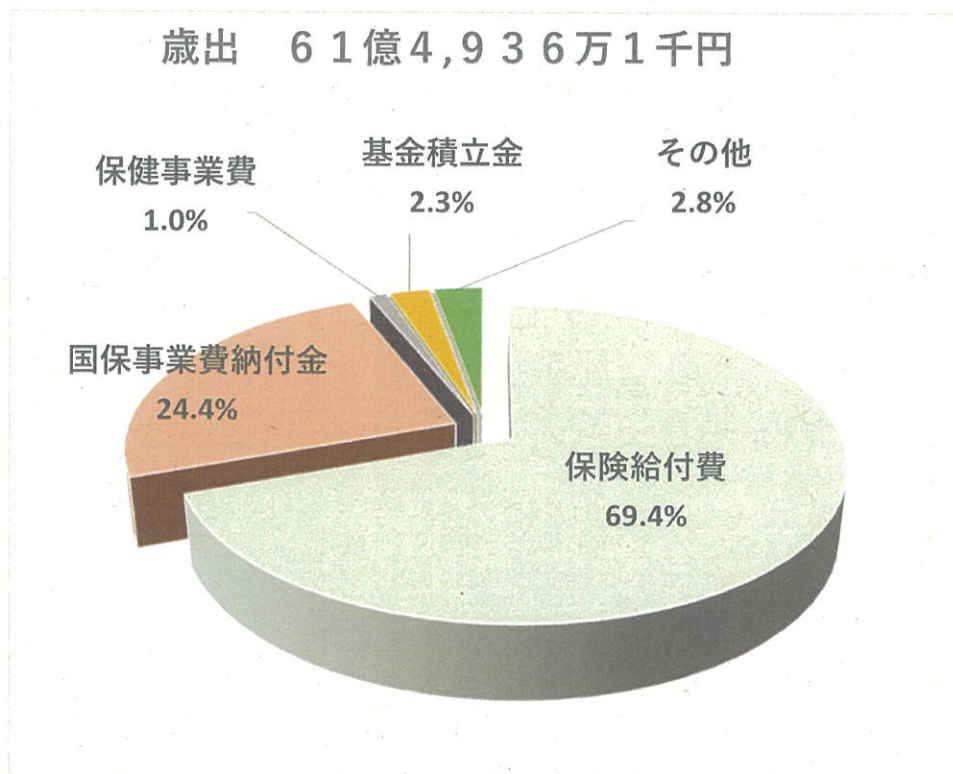
(単位：千円)	
R3年度決算額 歳入歳出差引額 (「歳入」-「歳出」)	90,038



R4年度へ繰越

## (2) 令和3年度決算構成

差替資料



- ・ 保険給付費：保険適用分のうち自己負担分を除いた費用、その他一時金等
- ・ 国保事業費納付金：保険税等を財源とする県に支払う納付金
- ・ 保健事業費：特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・ 基金積立金：国民健康保険財政調整基金の利子積立の経費
- ・ 予備費：予備費
- ・ その他：職員人件費や納付書・保険証等発送等に係る事務費

- ・ 保険税：被保険者が負担する保険税
- ・ 国庫支出金：災害時等の補助金
- ・ 県支出金：保険給付費の全額、保険者努支援分等
- ・ 財産収入：国民健康保険財政調整基金の利子収入
- ・ 繰入金：保険税の法定軽減分、事務費等の繰入金
- ・ 繰越金：前年度からの繰越金
- ・ その他：延滞金、第三者納付金等



## 2. 収支、基金の状況（国民健康保険特別会計）

### ○ 実質単年度収支・財政調整基金状況

年度	前年度からの 繰越金 (千円)	実質単年度収支 (千円) ※ 歳入－歳出	財政調整基金状況（千円）			
			基金残高 (年度末時点)	基金への積立		基金から繰入 (取り崩し)
				積立額	利子	
H 2 7	0	-104,694	—	—	—	—
H 2 8	0	-33,280	—	—	—	—
H 2 9	0	143,915	—	—	—	—
H 3 0	143,911	117,672	—	—	—	—
H 3 1	261,583	155,596	201,559	(201,559)	(0)	(0)
R 2	215,620	71,915	346,645	(145,071)	(15)	(0)
R 3	142,463	90,038	430,665	(142,463)	(408)	(58,851)
R 4	90,038					

(注1) 「実質単年度収支」の算出に用いる歳入には、「繰越金」及び「基金繰入金（取り崩し金）」を含む。また、歳出には「基金積立金」を含む。

(注2) R 3年度の実質単年度収支「90,038千円」には、同年度に基金から取り崩した金額「58,851千円」を含む。そのため、実質単年度収支から基金取り崩し分を除いた「31,187千円」が、R 3年度の純粋な収支としての目安の金額となる。

### 3. 保険給付費（療養給付費、療養費）の状況

年度	被保険者数 (年度平均)	保険給付費（円）			
		支出額 (合計)	支出額 (月平均)	1人あたり（月平均）	
				金額	前年比
H 2 7	13,671 人	3,711,654,871	309,304,573	22,625	
H 2 8	13,175 人	3,636,675,049	303,056,254	23,002	101.7 %
H 2 9	12,580 人	3,570,685,652	297,557,138	23,653	102.8 %
H 3 0	12,198 人	3,602,755,914	300,229,660	24,613	104.1 %
H 3 1	11,865 人	3,599,107,258	299,925,605	25,278	102.7 %
R 2	11,669 人	3,470,836,182	289,236,349	24,787	98.1 %
R 3	11,525 人	3,690,383,394	307,531,950	26,684	107.7 %
R 4 (10月審査分まで、7ヵ月分)	11,270 人	2,119,899,775	302,842,825	26,872	100.7 %

※ 市国保が負担した各年度の歳出の金額（保険給付費）のうち、主に医療機関等の受診に要した金額

○ R 3 年度の 1 人あたり保険給付費は、受診控えが緩和傾向となり、前年比で大きく増加していたが、R 4 年度についても、10 月時点で、前年度比約 0.7 % 増の傾向となっている。



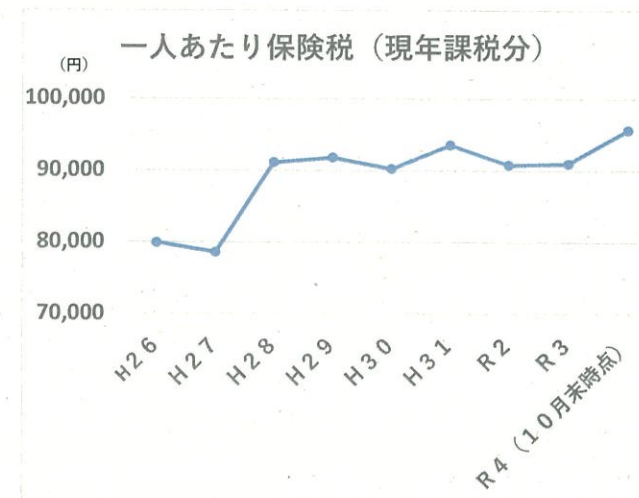
## 4. 国民健康保険税（現年課税分）の状況

### (1) 決算時点状況

年度	保険税歳入額（円） ※ R4 は見込み	被保険者数 （年度平均）	一人あたり保険税		備考
			金額（円）	前年比	
H26	1,117,473,714	13,984 人	79,911		
H27	1,074,128,654	13,671 人	78,570	98.3 %	
H28	1,199,904,697	13,175 人	91,074	115.9 %	税率改定（増）
H29	1,154,559,907	12,580 人	91,777	100.8 %	
H30	1,100,250,863	12,198 人	90,199	98.3 %	税率改定（減）
H31	1,109,235,937	11,865 人	93,488	103.6 %	
R2	1,058,617,228	11,669 人	90,720	97.0 %	
R3	1,048,043,927	11,525 人	90,937	100.2 %	
R4（10月末時点）	1,077,411,936	11,270 人	95,600	105.1 %	税率改定（増、約2%）

※ R4年度の保険税歳入額（見込み）は、10月末時点の調定額に、収納率（想定値）96%を乗じて算出

※ R4年度の被保険者数は、10月末までの平均人数



### (2) R4年度予算の状況

- ① R4年度の「保険税（歳入）当初予算額」は、「10億1,107万円」
- ② R4年10月末時点の状況を踏まえた「保険税歳入額の見込み」は、「10億7,741万円」（上記の表より）

- ・ R4年10月末時点の見込みでは、実際の歳入額が、当初予算額を「約6,000万円」上回る見込み。（② - ①）
- ・ ただし、国保被保険者数の減少（社会保険適用拡大の影響、等）によって、今後、保険税歳入が見込みより減少する可能性がある

## 5. 被保険者数の状況（社会保険適用拡大の影響）

	令和4年10月	令和4年9月	(参考) 昨年度	
			令和3年10月	令和3年9月
国保加入（増）合計	154	166	176	160
（内訳） 社会保険脱退による国保加入	(128)	(122)	(124)	(124)
（内訳） 転入	(14)	(25)	(33)	(21)
（内訳） その他	(12)	(19)	(19)	(15)
国保脱退（減）合計	295	175	209	156
（内訳） 社会保険加入による国保脱退	(147)	(78)	(115)	(80)
（内訳） 後期高齢者該当	(77)	(63)	(55)	(51)
（内訳） 転出	(45)	(13)	(23)	(21)
（内訳） その他	(26)	(21)	(16)	(4)
差し引き増減数	-141	-9	-33	4
うち、社会保険関連による増減	(-19)	(44)	(9)	(44)

- 令和4年10月の全体の被保険者数の前月比の増減は、「-141人」で大幅に減少した。
- 例年10月は「社会保険加入による国保脱退」が多少増える傾向にあるが、R4年10月は前年比で32人多く、社会保険適用拡大が令和4年10月から実施された影響があったと考えられる。
- ただし、令和4年10月は「後期高齢者該当者の増」や「転出者の増」による国保脱退も増えており、さらに「国保への加入」も昨年度より若干少なくなったことで、全体の大幅な減少（-141人）につながっており、被保険者数減少の原因が必ずしも「社会保険加入による国保脱退」によるものだけではない。
- なお、社会保険への加入後、遅れて届出（国保脱退）をする方も一定数いると考えられるため、11月以降も被保険者数の推移傾向に注意が必要。

### (参考) 被保険者の内訳

	令和4年10月末	令和4年9月末	前月比増減	令和3年10月末	令和3年9月末	前月比増減
被保険者数合計	11,087	11,228	-141	11,491	11,524	-33
（内訳） 0～39歳	2,519	2,557	-38	2,559	2,558	1
（内訳） 40～64歳	3,161	3,186	-25	3,246	3,269	-23
（内訳） 65～74歳	5,407	5,485	-78	5,686	5,697	-11
（内訳） ※（65～69歳）	(2,084)	(2,117)	(-33)	(2,232)	(2,244)	(-12)
（内訳） ※（70～74歳）	(3,323)	(3,368)	(-45)	(3,454)	(3,453)	(1)



## 6. 県内均一化、令和6年度以降の保険税について

(1) 現在の県運営方針の対象期間は、R5年度までとなっている。

そのため、県において新たな運営方針策定に向けた検討が、R5年度中に行われることになる。

(2) R5年度の県への納付金が確定（令和4年12月下旬～1月上旬ごろ）し、R5年度の収支見通しがある程度可能となった後、

R6年度以降の

- ・被保険者数の推移
- ・保険税の収入
- ・基金の残高推移

等を見込みつつ、県運営方針の動向等を踏まえ、市国保税のあり方を検討する必要性が生じる可能性もある。

### <現在の県運営方針の内容（保険税に関するもの）>

	県運営方針	古賀市の状況
市町村標準保険料率の算定方式	医療分、後期支援分、介護分の全てにおいて3方式（所得割・均等割・平等割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療分、後期支援分 - 3方式</li> <li>・介護分 - 2方式（所得割、均等割のみ）</li> </ul> <p>→ 県の最終的な方針が、介護分も3方式となった場合には、税率の変更を検討する必要性が生じる</p>
応能分（所得割）と応益分（均等割+平等割）の比率	<p>応能分（所得割）：応益分（均等割+平等割）</p> <p>= 45 : 55</p>	<p>応能分（所得割）：応益分（均等割+平等割）</p> <p>= 50.4 : 49.6 ※10月末時点</p> <p>→ 県が示す割合に近づけるため、R4年度の税率改定では、均等割と平等割のみを増額していた。</p> <p>これによって比率是正の効果はあったと考えられるが、R4年度に関しては、R3年の事業者へのコロナ支援金の影響によって、国保税の算定根拠となる所得が上がった被保険者も一定数おられることから、結果として上記の比率になっていると思われる。</p>
均等割と平等割の比率	均等割：平等割 = 6 : 4	均等割：平等割 = ほぼ6 : 4

○古賀市の税率と標準保険税率の比較

区分		【旧】古賀市税率 (～R3年度)	古賀市税率 (A) (R4年度～)	県が示す標準税率 (B) (R4年度、古賀市分)	税率差 (A - B)
(応能割)	所得割				
	(医療分)	8.40%	8.40%	7.68%	0.72%
	(後期支援分)	2.90%	2.90%	2.55%	0.35%
	(介護分)	2.40%	2.40%	2.30%	0.10%
(応益割)	均等割				
	(医療分)	23,400 円	23,800 円	27,865 円	- 4,065 円
	(後期支援分)	8,400 円	8,600 円	8,993 円	- 393 円
	(介護分)	13,200 円	13,600 円	10,375 円	3,225 円
	平等割				
	(医療分)	23,500 円	26,200 円	28,368 円	- 2,168 円
	(後期支援分)	8,500 円	9,400 円	9,155 円	245 円
(介護分)	-	-	8,092 円	-	

増額



## 7. その他の国民健康保険制度に関連する国の動き等について

### (1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化 ※ 参考資料 1

- ・ 国は令和6年秋に保険証の廃止を目指している。
- ・ 古賀市の国保被保険者のうち、2,631人（約23%）がマイナンバーカードに保険証を登録済。 ※ 10月12日時点  
（参考）古賀市（市全体）のマイナンバーカード交付枚数は、約28,227枚（約48%）。 ※ 9月末時点

### (2) 出産育児一時金の増額

- ・ 妊娠4カ月（85日）以上の妊婦が出産した際に、出産育児一時金「42万円」が加入している健康保険から支給される  
※ 42万円には産科医療補償制度（出産に関連して重度脳性まひとなった新生児が速やかに補償を受けられる制度）の掛金1万2千円を含む
  - ・ 国民健康保険の場合、出産育児一時金支給額の2/3を一般会計からの繰出、1/3を保険税で賄うこととされている。  
（令和3年度支給実績）合計41件、17,188,000円。
- 首相が支給額増額の方向性を示し、最近では「47万円」に増額との報道もあっているが、現時点で国からの正式な通知等はない状況

### (3) 国保税の課税限度額の引き上げ ※ 参考資料 2

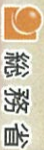
- ・ 令和4年度の課税限度額：合計102万円（医療分65万円、後期高齢者支援分20万円、介護分17万円）
- 国（厚生労働省）において、令和5年度の課税限度額の引き上げ（2万円）の検討が行われている



# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※医療機関・薬局によっては開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが自印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁



総務省



厚生労働省

令和4年7月改訂



## 医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

## どんないいことがあるの?

### より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!

### 自身の健康管理に役立つ!

マイナンバーで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!

### オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナンバーを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!

### 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!

### 健康保険証としてずっと使える!

就労・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

ウラ面も見てね!





利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール



STEP1

● 「マイナポータル」を起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

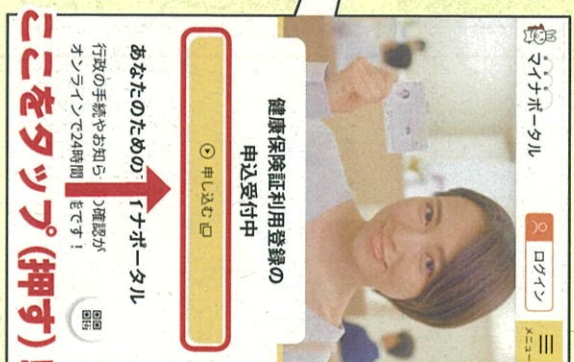
● マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

医療機関・薬局の  
顔認証付きカードリーダー  
でも申込できるよ

● セブン銀行ATMでも申込できる!

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



あなたのために「マイナポータル」の手続きやお知らせがオンラインで24時間いつでもタップ(押す)!



今後のスケジュールは?

● 現在

● 医療機関・薬局などで、マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に

※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。

● マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に

※特定健診情報は2020年度以降に実施したものです(直近5回分)の情報が閲覧できるようになりました。

※薬剤情報は2021年9月に診療したものですから3年分の情報が閲覧できるようになりました。

● マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

● 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に

※2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになりました。



● 2023年1月から電子処方箋が運用開始予定

● マイナポータルでリアルタイムに処方や調剤された薬剤の情報閲覧が可能に

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間 (毎年年初を除く)  
平日: 9時30分~20時00分  
土日祝: 9時30分~17時30分

申込方法は  
特設ページでも  
確認できます!



[https://myna.go.jp/html/tokkenshoriryu\\_top.html](https://myna.go.jp/html/tokkenshoriryu_top.html)



## 国民健康保険の保険料（税）の賦課（課税）限度額について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



## 国民健康保険料(税)賦課(課税)限度額の推移

	医療分(計)		基礎賦課(課税)額		後期高齢者支援金等賦課(課税)額 【平成20年度～】		介護納付金賦課(課税)額 【平成12年度～】		合計	
	引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額	
平成12年度			53万円	-			7万円	+7万円	60万円	+7万円
15年度			53万円				8万円	+1万円	61万円	+1万円
18年度			53万円	-			9万円	+1万円	62万円	+1万円
19年度			56万円	+3万円			9万円	-	65万円	+3万円
20年度	59万円	+3万円	47万円	▲9万円	12万円	+12万円	9万円	+3万円	68万円	+3万円
21年度	59万円	-	47万円	-	12万円	-	10万円	+1万円	69万円	+1万円
22年度	63万円	+4万円	50万円	+3万円	13万円	+1万円	10万円	-	73万円	+4万円
23年度	65万円	+2万円	51万円	+1万円	14万円	+1万円	12万円	+2万円	77万円	+4万円
24・25年度	65万円	-	51万円	-	14万円	-	12万円	-	77万円	-
26年度	67万円	+2万円	51万円	-	16万円	+2万円	14万円	+2万円	81万円	+4万円
27年度	69万円	+2万円	52万円	+1万円	17万円	+1万円	16万円	+2万円	85万円	+4万円
28年度	73万円	+4万円	54万円	+2万円	19万円	+2万円	16万円	-	89万円	+4万円
29年度	73万円	-	54万円	-	19万円	-	16万円	-	89万円	-
30年度	77万円	+4万円	58万円	+4万円	19万円	-	16万円	-	93万円	+4万円
令和元年度	80万円	+3万円	61万円	+3万円	19万円	-	16万円	-	96万円	+3万円
令和2年度	82万円	+2万円	63万円	+2万円	19万円	-	17万円	+1万円	99万円	+3万円
令和3年度	82万円	-	63万円	-	19万円	-	17万円	-	99万円	-
令和4年度	85万円	+3万円	65万円	+2万円	20万円	+1万円	17万円	-	102万円	+3万円

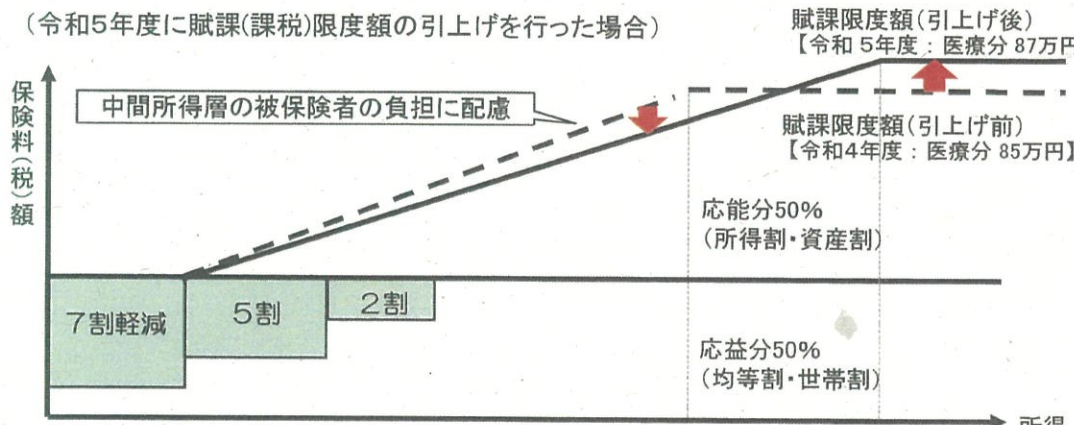
(注1) 平成19年度までは、老健拠出金分が基礎賦課額に含まれていたが、平成20年度以降、老人保健制度が廃止され、後期高齢者支援金等賦課額が新設されている。

(注2) 昭和33年以降平成8年度以前の賦課(課税)限度額の改定経緯を見ると、退職者医療制度が創設された昭和59年度に基礎賦課(課税)分が7万円引き上げられている以外は、引き上げ幅は最大4万円(昭和49年度・平成5年度)となっている。



# 令和5年度の国保保険料(税)に係る賦課(課税)限度額の在り方(案)

- 令和5年度においては、限度額(合計額)の超過世帯割合が引き上げ前において既に1.5%台に到達しているところ、後期高齢者支援金賦課分の超過世帯割合が2%を超え、前年と比較して大幅に増加しており、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分、介護納付金賦課分のばらつきも拡大している。
- このため、令和4年度と同じ割合の世帯が、令和5年度にも賦課限度額に該当するよう、医療分の賦課限度額を「2万円」引き上げることとしてはどうか。



※ 賦課限度額(医療分)に達する収入及び所得(注1、注2)【令和4年度】 【令和5年度】  
(基礎賦課(課税)分+後期高齢者支援金等分)

給与収入 約1,130万円 / 年金収入 約1,130万円 (給与所得 約930万円 / 年金所得 約930万円)  
給与収入 約1,150万円 / 年金収入 約1,150万円 (給与所得 約960万円 / 年金所得 約960万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。  
(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する令和2年度全国平均値で試算。【令和2年度】所得割率 8.76%、資産割額 12,085円、均等割額 30,469円、世帯割額 27,135円。同様の考え方で令和5年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,050万円/年金収入約1,050万円、2方式の場合には給与収入約1,140万円/年金収入約1,140万円。

### ● 賦課(課税)限度額引き上げに伴う収入別の保険料への影響(令和5年度(推計))(注4)

	医療分(計) (据え置き) (87万円)		基礎賦課(課税)分 (据え置き) (65万円)		後期高齢者支援金等賦課(課税)分 (据え置き) (22万円)		介護納付金賦課(課税)分 (据え置き) (17万円)		合計 (据え置き) (104万円)	
年収400万円 (前年度伸び率)	29.9万円 (+2.1%)	29.8万円 (+1.6%)	21.2万円 (-3.7%)	21.2万円 (-3.7%)	8.7万円 (+19.8%)	8.6万円 (+17.7%)	2.5万円 (+0.3%)	2.5万円 (+0.3%)	32.5万円 (+2.0%)	32.3万円 (+1.5%)
限度額該当世帯 (前年度伸び率)	85.0万円 (+0.0%)	87.0万円 (+2.4%)	65.0万円 (+0.0%)	65.0万円 (+0.0%)	20.0万円 (+0.0%)	22.0万円 (+10.0%)	17.0万円 (+0.0%)	17.0万円 (+0.0%)	102.0万円 (+0.0%)	104.0万円 (+2.0%)

(注4) 中間所得層と高所得層(賦課(課税)限度額到達世帯)について、令和2年度実績に基づき、予算ベースで令和5年度における状況を推計したもの。

### ● 賦課(課税)限度額の引き上げ(令和5年度)

	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
引き上げ前	85万円	65万円	20万円	17万円	102万円
引き上げ後(引上げ幅)	87万円 (+2万円)	65万円 (増減なし)	22万円 (+2万円)	17万円 (増減なし)	104万円 (+2万円)

### ● 限度額該当世帯の割合(令和5年度(推計))(注3)

	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
前年度(R4)	1.74%	1.69%	1.91%	0.87%	1.52%
引き上げ前(R5)	1.79%	1.59%	2.55%	0.87%	1.56%
引き上げ後(R5)	1.72%	1.59%	2.13%	0.87%	1.51%

(注3) 令和2年度国民健康保険実態調査に基づき、令和5年度における状況を推計したもの。

引上げにより、中間所得層の伸び率を抑えられる。

引上げを行わないと該当世帯が増加するところ、引上げにより伸びを抑制。



## 医療保険制度改革について

高齢者の保険料賦課限度額や高齢者医療制度への支援金の在り方、被用者保険者間の格差是正の方策等

厚生労働省 保険局

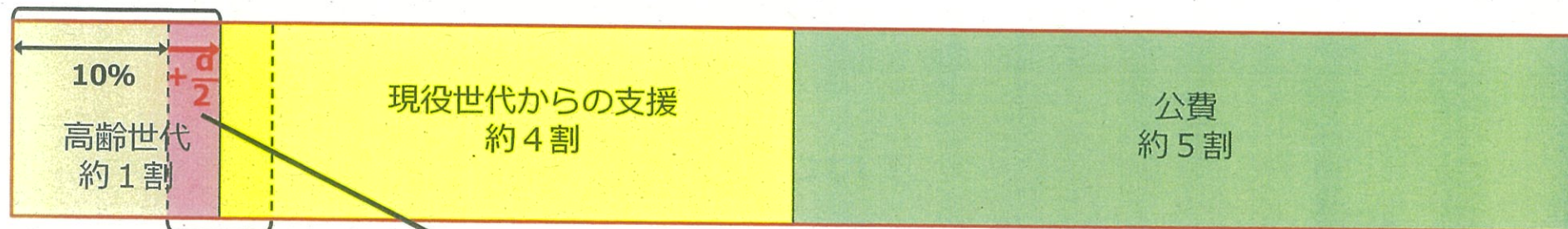
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



# 令和4・5年度の後期高齢者負担率について

- 後期高齢者医療制度の医療給付費については、高齢世代が約1割、現役世代が約4割、公費が約5割を負担することとされている。高齢世代の負担割合については、後期高齢者負担率により定めている。
- 後期高齢者負担率については、平成20年度の10%を起点として、人口が減少する現役世代1人当たりの負担の増加に配慮し、2年ごとに「現役世代人口の減少」による現役世代1人当たりの負担の増加分を、高齢者と現役世代で折半し、設定する仕組みになっている。
- これに基づき、令和4・5年度の後期高齢者負担率を11.72%に定める。

## 後期高齢者負担率



現役世代人口の減少による現役世代1人当たりの負担の増加分 (a)

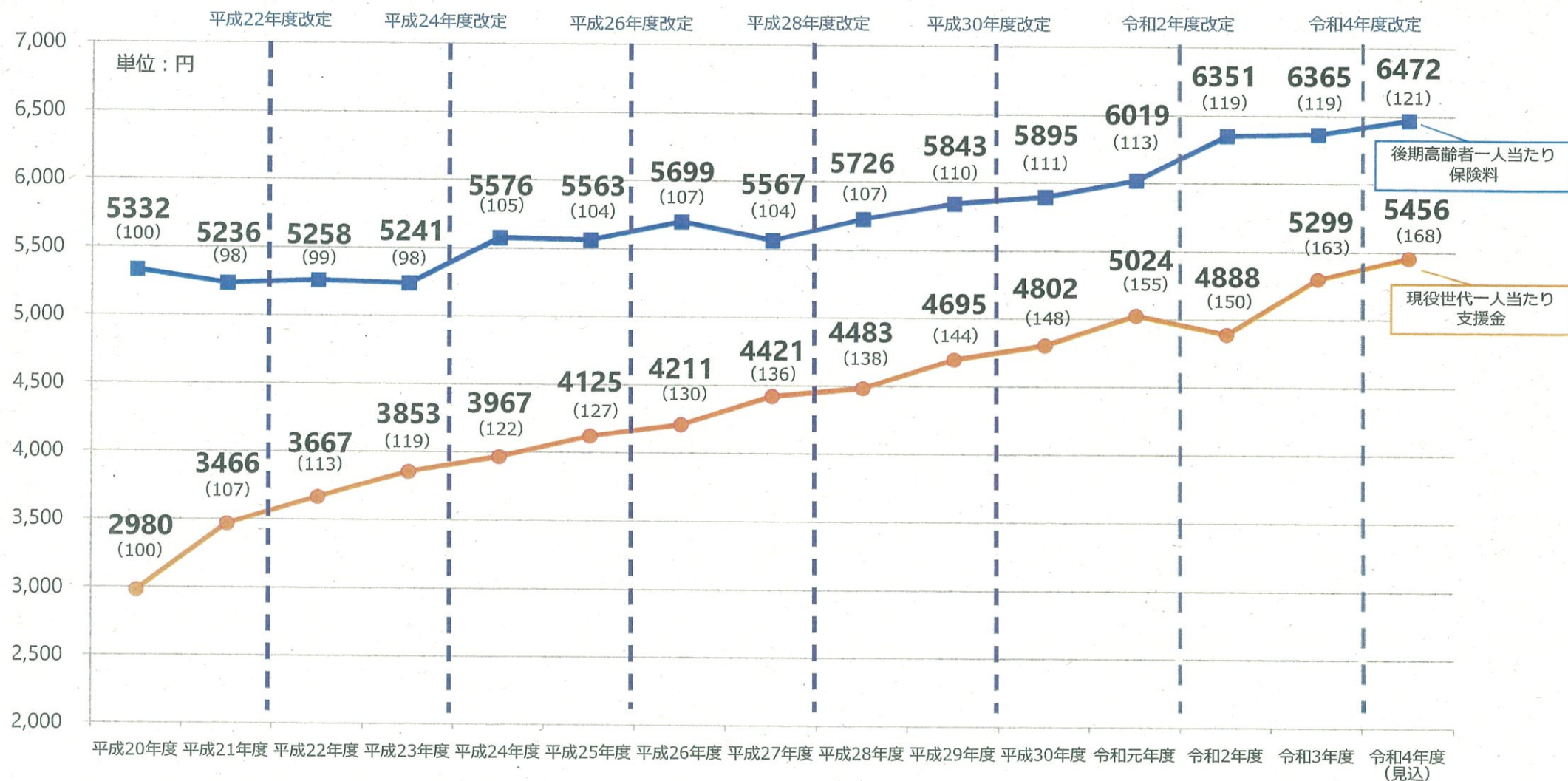
〈後期高齢者負担率〉  
「現役世代人口の減少」による現役世代1人当たりの負担の増加分 a を、高齢者と現役世代で折半。折半した分  $a/2$  について、高齢者の負担率が増加することとなる。

## 〈後期高齢者負担率の推移〉

	平成20-21年度	平成22-23年度	平成24-25年度	平成26-27年度	平成28-29年度	平成30年度 令和元年度	令和2-3年度	令和4-5年度
後期高齢者負担率	10%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%	11.72%



# 後期高齢者1人当たり保険料、現役1人当たり支援金の推移



- ※ 後期高齢者一人当たり保険料額は、平成20～令和3年度は後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告に基づく実績額、令和4年度は保険料改定時見込み。
- ※ 現役世代一人当たり支援金額は、平成20～令和2年度は確定賦課、令和3年度及び令和4年度は概算賦課ベース。
- ※ 現役世代一人当たり支援金額の伸びは、満年度化の影響排除のため、平成20年度の金額に12/11を乗じたものを基準に計算。
- ※ 平成28年度の現役世代一人当たり支援金額は、平成28年10月以降の適用拡大を含めた金額。
- ※ ( ) 内の数値は、平成20年度の数値を100とした場合の指数。



## 特定健診・特定保健指導（法定報告）について

### 【特定健診受診率経年一覧】

年度		H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
目標値		60.0%	35.0%	39.0%	44.0%	49.0%
対象者(人)		8,548	8,411	8,164	8,152	7,954
受診人数(人)		2,770	2,483	2,708	2,268	2,772
内訳	集団(人)	2,070	1,769	1,894	1,424	1,637
	個別(人)	575	541	599	553	908
	情報提供(人)	125	173	215	291	226
古賀市受診率		32.4%	29.5%	33.2%	27.8%	34.9%
内訳	集団	24.2%	21.0%	23.2%	17.5%	20.6%
	個別	6.7%	6.4%	7.3%	6.8%	11.4%
	情報提供	1.5%	2.1%	2.6%	3.5%	2.8%
県平均受診率		33.5%	34.8%	34.2%	31.4%	33.8%
国平均受診率		37.2%	37.9%	38.0%	33.7%	-
県内順位 (60市町村中)		42位	51位	48位	47位	-

福岡県・全国の値については、市町村国保（全国）実施状況（速報値）より

県内順位については、福岡県国民健康保険団体連合会が作成したものを参考値として掲載

### 【特定保健指導実施率経年一覧】

年度		H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
目標値		60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
対象者(人)		350	281	319	269	362
	積極的支援 (人)	71	45	61	72	80
	動機付け支援 (人)	279	236	258	197	282
実施人数（終了者）(人)		129	189	226	177	252
	積極的支援 (人)	10	10	13	21	23
	動機付け支援 (人)	119	179	213	156	229
古賀市実施率		36.9%	67.3%	70.8%	65.8%	69.6%
	積極的支援 (人)	14.1%	22.2%	21.3%	29.2%	28.8%
	動機付け支援 (人)	42.7%	75.8%	82.6%	79.2%	81.2%
県平均実施率		43.2%	45.5%	45.0%	38.9%	41.4%
国平均実施率		26.9%	28.9%	29.3%	27.9%	-
県内順位 (60市町村中)		52位	24位	19位	22位	-

福岡県・全国の値については、市町村国保（全国）実施状況（速報値）より

県内順位については、福岡県国民健康保険団体連合会が作成したものを参考値として掲載